

学校感染症登校許可証明書

学校では児童生徒等が集団生活を営む場であるため、感染症が発生した場合は、感染が拡大しやすく、教育活動に大きな影響を及ぼすこととなります。そのため、学校保健安全法では、学校内における集団感染予防のため、出席停止(第19条)等の措置を講じる必要のある学校感染症を定めています。

医療機関でこれらの感染症と診断された場合は、医師の指導に従って速やかに治療を行ってください。また、感染症が治り再登校する場合は、診断した医師が記載した「診断書」または「学校感染症登校許可証明書」(この用紙は [こちら](#)) を持参してください。

【学校感染症の種類と出席停止期間】

	感染症名	出席停止期間
第一種 * 感染症予防法第6条に規定する一類感染症及び二類感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・ エボラ出血熱 ・ クリミア・コンゴ出血熱 ・ 痘そう ・ 南米出血熱 ・ ペスト ・ マールブルグ病 ・ ラッサ熱 ・ 急性灰白髄炎 ・ ジフテリア ・ 重症急性呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る) ・ 中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る) ・ 特定鳥インフルエンザ (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう) ・ 指定感染症 	治癒するまで
第二種 * 飛沫感染するもので、児童生徒等の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・ インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く) 	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 百日咳 	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 麻疹 (はしか) 	発しんに伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) 	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風しん (三日ばしか) 	紅斑性の発しんが消失するまで
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水痘 (水ぼうそう) 	すべての発しんが痂皮化するまで
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 咽頭結膜熱 (プール熱) 	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第三種 * 学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・ 結核 	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 髄膜炎菌性髄膜炎 ・ コレラ ・ 細菌性赤痢 ・ 腸管出血性大腸菌感染症 ・ 腸チフス ・ パラチフス ・ 流行性角結膜炎 ・ 急性出血性結膜炎 ・ その他の感染症 (注2) 	

(注2) その他の感染症例 ・ 感染性胃腸炎 ・ サルモネラ感染症カンピロバクター感染症
 ・ マイコプラズマ感染症 ・ インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症
 ・ 溶連菌感染症 など